

岩手山火山防災に係る今年度の取組

岩手県総務部総合防災室

1 岩手山の避難計画の周知等

(1) 火山防災マップを活用した、住民や登山者等に対する避難計画の周知

- 住民への火山防災マップの配付、事業者に対する説明の実施等

(2) 避難促進施設の指定に向けた取組

- 避難確保計画検討支援事業採択決定（令和 2 年 4 月 30 日）

【概要】

内閣府が募集した避難確保計画検討支援事業に滝沢市（避難促進施設：柳沢小中学校）が応募し、支援対象地方公共団体として岩手県及び滝沢市が選定された。

2 岩手山の火山活動状況調査

(1) 岩手県防災ヘリを使用した機上観測（令和 2 年 8 月 27 日）

【調査結果（概要）】

大地獄谷、黒倉山、山頂から噴気は確認できず。地表の観察からは、急激かつ大きな変化は認められない。

(2) 岩手山現地調査【岩手大学 土井客員教授単独調査】（令和 2 年 10 月 18 日）

【調査結果（概要）】

秋季の調査は初めて。大地獄谷噴気は全般に高めで 100.4℃が測定された。前年 6 月の合同調査の 97.5℃から緩やかに上昇している可能性もあり、次年度の測定で判定。

※例年 6 月に合同調査を実施していたが、新型コロナウイルス感染症予防のため見送り

(3) 岩手県の火山活動に関する検討会

第 63 回（令和 2 年 12 月 17 日）

【評価概要】

火山性の地震は月に 10 回程度で推移し、規模も小さく地殻変動も観測されずほぼ平穏な状態である。姥倉山から黒倉山の稜線において、噴気温度が地下で圧力が高まる加圧蒸気により沸点を超える地点（104℃）が見つかり、今後の変化について注視が必要である。

3 岩手山における避難促進施設の避難確保計画作成

【令和 2 年 7 月 27 日付け事務連絡（内閣府）】

- 柳沢小中学校

滝沢市から上記施設を対象に避難確保計画検討支援事業（内閣府）に応募を行い選定された。これまで岩手県、滝沢市、事業者、内閣府等の関係者による 4 回の打合せを行い、年度内に避難確保計画が作成される見込み。次年度情報を展開予定。

4 参考『火山噴火予知連絡会（気象庁）による火山活動の評価』

【令和2年12月23日（第147回火山噴火予知連絡会）】

○ 岩手山

火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。

● 令和元年度より集客施設等の避難促進施設における避難確保計画の作成支援に着手

事業目的

御嶽山や本白根山では突発的な噴火が発生。火口周辺には集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）が存在し、旅行者等の円滑な避難には、各施設による避難誘導が重要。

活動火山対策特別措置法の改正により、市町村が指定する集客施設や要配慮者利用施設の所有者等に対して、「避難確保計画」の作成や、計画に基づいた訓練の実施等が位置付けられた。

集客施設等の所有者の計画作成を支援し、支援から得られた知見を全国で共有することで、各避難促進施設における避難確保計画の作成を促進し、もって火山防災対策をより一層推進していくものとする。



＜複数施設が共同して計画を作成している事例＞

検討の概要

種類や状況の異なる集客施設等をモデルとして、都道府県や市町村等を交えて、避難確保計画を協働で検討し、避難確保計画の作成に当たっての具体的な課題と解決策を検討。

○第11回噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（令和2年3月11日）

モデル施設の支援を踏まえて、避難確保計画の具体的な作成方法について検討し、モデル施設における計画作成の事例集やひな形の記入方法を記載した作成ガイドを公表。

	グループ	施設例	令和元年度支援対象市町村（施設）
集客施設	A 交通関係施設	ロープウェイ、バスターミナル 等	福島県二本松市（ロープウェイ）
	B 宿泊施設	ホテル、山小屋 等	山梨県富士河口湖町（民宿）
	C 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場 等	福島県二本松市（スキー場）
	D その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、土産屋 等	東京都八丈町（牧場）
利用配慮者	E 医療機関	病院、診療所、助産所 等	
	F 医療機関以外の要配慮者利用施設	学校、老人福祉施設 等	東京都三宅村（老人福祉施設）

＜避難確保計画の作成支援対象＞

内閣府による避難確保計画検討支援を受けた避難確保計画策定状況

1. 滝沢市

ア) 支援対象地方公共団体

岩手県及び滝沢市

イ) 支援対象施設

滝沢市立柳沢小中学校

ウ) 検討スケジュール

- ・ 第1回打合せ 令和2年6月9日(火)
■モデル施設の防災対策の現状確認 ■スケジュール確認 ■基礎資料の確認
- ・ 第2回打合せ 令和2年8月26日(木)
■計画作成の進め方 ■計画作成のポイント説明 ■現地視察 ■計画(案)原案検討
- ・ 第3回打合せ 令和2年10月16日(金)
■避難訓練実施・視察 ■避難行動の整理(避難手段含む) ■計画(案)検討
- ・ 第4回打合せ 令和2年11月26日(木)
■施設内の緊急避難場所の検討 ■計画(修正案)検討

エ) 特徴的事項

- ・ 当該施設は想定火口から概ね8kmに位置し、噴火警戒レベル4及び5は発表された場合避難が必要。児童生徒数33名、教職員15名。融雪型火山泥流が数分で到達することから避難手段について検討を重ね、警戒レベルの引上げがなく突発的に噴火した場合は施設内の緊急避難場所に避難することを検討。

2. 一関市

ア) 支援対象地方公共団体

岩手県及び一関市

イ) 支援対象施設

須川高原温泉、須川ビジターセンター、須川野営場

ウ) 検討スケジュール

- ・ 第1回打合せ 令和2年9月2日(水)
■モデル施設の防災対策の現状確認 ■スケジュール確認 ■基礎資料の確認
- ・ 第2回打合せ 令和2年9月18日(木)
■計画作成の進め方 ■計画作成のポイント説明 ■現地視察 ■噴火警戒レベルの解説
- ・ 第3回打合せ 令和2年11月18日(水)
■施設の体制等検討 ■避難方向・経路検討 ■計画(案)検討
- ・ 第4回打合せ 令和2年12月23日(水)
■避難確保計画完成に向けた確認・提案 ■避難確保計画(案)の確認

エ) 特徴的事項

- ・ 当該3施設は想定火口から概ね1kmに位置し、噴火警戒レベル3で入山規制、4及び5は発表された場合避難等が必要。代表施設の須川高原温泉の日中の従業員及び最大利用者数の合計は約920名。国道が閉鎖される冬季間を除き営業。3施設は国道を挟み極めて近く地区一帯版として避難確保計画を検討。同地区には秋田県側に集客施設が有ることから、東成瀬村職員も検討に出席。

岩手山火山避難計画の周知状況及び 避難促進施設の指定に向けた対応状況

1 各市町村における岩手山火山避難計画の周知状況






- (1) 盛岡市
- ① 盛岡市ホームページに岩手山火山防災マップを掲載（令和元年度）
 - ② 「盛岡市防災マップ」（冊子）に火山防災情報を掲載し全戸配布して、防災対策を推進（平成30年度）
- (2) 八幡平市
- ① 岩手山火山防災マップを全戸配布（令和元年度）
 - ② 東岩手火口の中心から4km又は西岩手火口の中心から概ね2km以内に所在する市内の事業者に対し、火山防災に関する説明を行った。今後、事業者との連携による防災対策を推進予定（令和2年度）
- (3) 滝沢市
- ① 岩手山火山防災マップをベースとした滝沢市独自の防災マップ（岩手山火山災害）を作成し、全戸配布及び滝沢市ホームページに掲載し、防災対策を推進（令和元年度）
 - ② 避難確保計画支援事業（内閣府）に応募し、融雪型火山泥流が流下する危険のある柳沢小中学校の避難確保計画を策定中（令和2年度内完成予定）
- (4) 雫石町
- ① 岩手山火山防災マップを全戸配布（令和元年度）
 - ② 東岩手火口の中心から4km又は西岩手火口の中心から概ね2km以内に所在する町内の事業者に対し、火山防災に関する説明を行い、地域との連携による防災対策を推進予定（令和2年度）





2 各市町村における避難促進施設の指定に向けた対応状況

- (1) 警戒範囲内にある施設のリストアップの状況：令和元年度（降灰による災害予想区域を除く）

市町村	施設数			＜参考＞ 指定予定の施設名称 (代表的なもの)
	東岩手火口の中心から概ね4km又は西岩手想定火口の中心から概ね2km以内に所在する施設	集客施設	要配慮者利用施設	
盛岡市	0	約380	75	盛岡市役所玉山総合事務所
八幡平市	3	109	12	岩手山焼走り国際交流村
滝沢市	0	50以上	30以上	国立岩手山青少年交流の家
雫石町	3	3	1	休暇村岩手網張温泉・スキー場

- (2) 避難促進施設の指定に向けた取組スケジュール

対応	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
①選定	 【火口周辺地域の警戒範囲内】 ・火口周辺地域内の施設及び融雪型火山泥流の流下する危険のある地域の候補施設選定	 【火口周辺地域以外の警戒範囲】 ・避難促進指定に係る選定の目安を基に打合せ		 【降灰災害予想区域】 ・施設のリストアップ ・候補施設との調整等
②調整	 【火口周辺地域以外の警戒範囲】 ・候補施設の管理者との調整			

対応	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③指定	 <p>・避難促進施設として指定（地域防災計画に規定）</p>			
④避難確保計画作成	 <p>・避難確保計画策定支援事業の支援を受け避難確保計画作成（年度内完成予定）</p>	 <p>・避難確保計画策定支援事業による避難確保計画を基に作成に関する情報展開<県></p>	 <p>・避難確保計画支援<市町村> ・計画作成<避難促進施設></p>	

〈参考〉避難促進施設の指定に向けた施設選定の目安

■ 施設選定の目安

各市町村が指定する避難促進施設の均衡を図るため、平成30年度に策定した「避難促進施設の選定基準」を踏まえた、選定の目安を下記表のとおりとする。

なお、平成27年12月24日 内閣府通知「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」において、避難促進施設の指定について、『市町村防災会議は、火口からの距離等の施設の位置や、利用者数等の施設の規模、施設所有者等の営業時間中の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付けることが重要である。』としている。

平成30年度に策定した選定基準		設定を検討している施設選定の目安			
区域	対象施設	内閣府作成手引きに記載のグループ分けに基づく分類	選定の目安	参考	
(1) 東岩手火口を中心から概ね4km 又は西岩手想定火口を中心から概ね2km以内の区域	活動火山対策特別措置法施行令第1条に定められており、 <u>営業時間中に所有者等や従業員が常駐している施設</u>		原則として全ての施設	※1 ※2	
(2) 岩手山火山防災対策で定めた警戒範囲（(1)を除く）	活動火山対策特別措置法施行令第1条に定められており、営業時間中に所有者等や従業員が常駐し、次のいずれかに該当する施設 ・ <u>不特定多数の者が利用する施設</u> ・ <u>避難に時間を要する要配慮者が利用する施設</u> ※「不特定多数」又は「要配慮者」に該当するかどうかは、「市町における避難指示や避難勧告のみで円滑かつ迅速な避難が確保できるかどうか」という観点から各市町において判断する。	集客施設	交通関係施設 [ロープウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル等]	原則として全ての施設	※2 ※3
		宿泊施設 [ホテル、旅館、山小屋等]	一定の利用者数のある施設を選定 ⇒ 1日当たりの利用者数 (or 利用者数と従業員数との合計数) で判断 [ピーク時 or 年平均] ⇒ 「目安の値」は利用者数調査後、設定 (総合的に判断)		
		利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 [キャンプ場、スキー場、植物園、動物園等]	一定の利用者数のある施設を選定 ⇒ 1日当たりの利用者数 (or 利用者数と従業員数との合計数) で判断 [ピーク時 or 年平均] ⇒ 「目安の値」は利用者数調査後、設定 (総合的に判断)		
		その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 [観光案内所、休憩施設、飲食店、物品販売業を営む店舗等]	一定の利用者数のある施設を選定 ⇒ 1日当たりの利用者数 (or 利用者数と従業員数との合計数) で判断 [ピーク時 or 年平均] ⇒ 「目安の値」は利用者数調査後、設定 (総合的に判断)		

平成 30 年度に策定した選定基準		設定を検討している施設選定の目安			
区域	対象施設	内閣府作成手引きに記載のグループ分けに基づく分類	選定の目安	参考	
(2) 岩手山火山防災対策で定めた警戒範囲（(1)を除く）	活動火山対策特別措置法施行令第1条に定められており、営業時間中に所有者等や従業員が常駐し、次のいずれかに該当する施設 ・ <u>不特定多数の者が利用する施設</u> ・ <u>避難に時間を要する要配慮者が利用する施設</u> ※「不特定多数」又は「要配慮者」に該当するかどうかは、「市町における避難指示や避難勧告のみで円滑かつ迅速な避難が確保できるかどうか」という観点から各市町において判断する。	要配慮者利用施設	医療機関 [病院、診療所等]	原則として全ての施設	※2 ※3
			医療機関以外の要配慮者利用施設 [保育園、幼稚園、小学校、中学校、老人福祉施設、障がい者支援施設等]	原則として全ての施設	

参考	項目	内容
※1	「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」 (平成 28 年 3 月 内閣府作成)	突発的な噴火による危険性の高い火口周辺の地域では、比較的小規模な施設も含め多くの施設が避難促進施設に指定されることが考えられる。 突発的な噴火は、水蒸気噴火等の前兆現象が捉えにくい、比較的小規模な噴火であることが多く、このような噴火に伴う噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生している。
※2	「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」 (平成 27 年 12 月 24 日 内閣府通知)	施設所有者等や従業員が常駐しており、利用者の避難を確保するための措置の実効性が担保できる施設を選定することが重要である。
※3	「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」 (平成 28 年 2 月 22 日 内閣府告示)	人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設については、施設の所有者又は管理者による利用者の安全を確保する取組が重要となる。

岩手山火山防災協議会の今後の主な取組（案）

岩手山の火山防災対策については、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら警戒避難体制の構築を図るとともに、次の取組を推進する。

年 度	実施主体	取組内容（予定）
平成 30 年度	岩手山火山 防災協議会	<p>【火山防災マップの作成（改訂）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成した避難計画について、住民や登山者等への周知を図るため、火山防災マップを作成（避難計画に基づく修正） <p>【避難促進施設の選定基準を策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「避難確保計画」を作成すべき避難促進施設の選定基準を規定
令和元年度	市町村、 岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る <p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒範囲内（※）に所在する施設のリストアップ （※降灰による災害予想区域を除く岩手山火山防災対策で定めた警戒範囲内） 避難促進施設の指定に係る施設選定の目安を設定、市町村間で共有 候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る）
令和 2 年度	市町村、 岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る <p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 火口周辺地域内の施設及び融雪型火山泥流の流下する危険のある地域の候補施設選定 候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る） 融雪型火山泥流の流下する危険のある地域の候補施設において、避難確保計画を作成
令和 3 年度 以降（予定）	市町村、 岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の周知等】（継続実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る <p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難促進施設の指定に係る施設選定の目安を基に打合せ 候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る） <p>【避難促進施設の指定（市町村地域防災計画の修正）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難促進施設の指定（避難確保計画を作成すべき避難促進施設の名称等を市町村地域防災計画に規定） 避難促進施設による避難確保計画の作成を支援するとともに、施設と連携を図り、必要な防災対策を実施 <p>【降灰による災害予想区域内の避難促進施設の指定】</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設のリストアップ 候補施設の管理者との調整 避難促進施設の指定 避難確保計画の作成支援等

年 度	実施主体	取組内容（予定）
令和3年度 以降（予定）	避難促進施設 の管理者	【避難確保計画の作成】 <ul style="list-style-type: none">避難確保計画策定支援事業による避難確保計画を基に作成に関する情報展開避難促進施設の管理者による避難確保計画の作成（施設利用者等へ周知を図り、必要な防災対策を実施）

<参考>

岩手山噴火時等の避難確保計画
(ひな形)

令和 年 月 日
作成年月日

〇〇〇〇〇〇
事業所名

1 計画の目的

- 当施設は、〇〇〇〇市地域防災計画に活動火山特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、同法第8条に基づき本計画を定める。
- 本計画は、当施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

2 施設の位置

- 当施設は、東想定火口から概ね4 km（or 西想定火口から概ね2 km）に位置しており、噴火警戒レベル3（入山規制）の場合は、立入規制が行われ、避難が必要となる。

（ ■ 当施設は、東想定火口から概ね5 km（or 融雪型火山泥流の影響範囲内）に位置しており、噴火警戒レベル4の場合は、立入規制が行われ、避難が必要となる。 ）

- 当施設に影響のある火山現象は、岩手山火山防災マップによると、以下のとおりである。

【大きな噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流】

- 以下に、施設の位置図を示す。

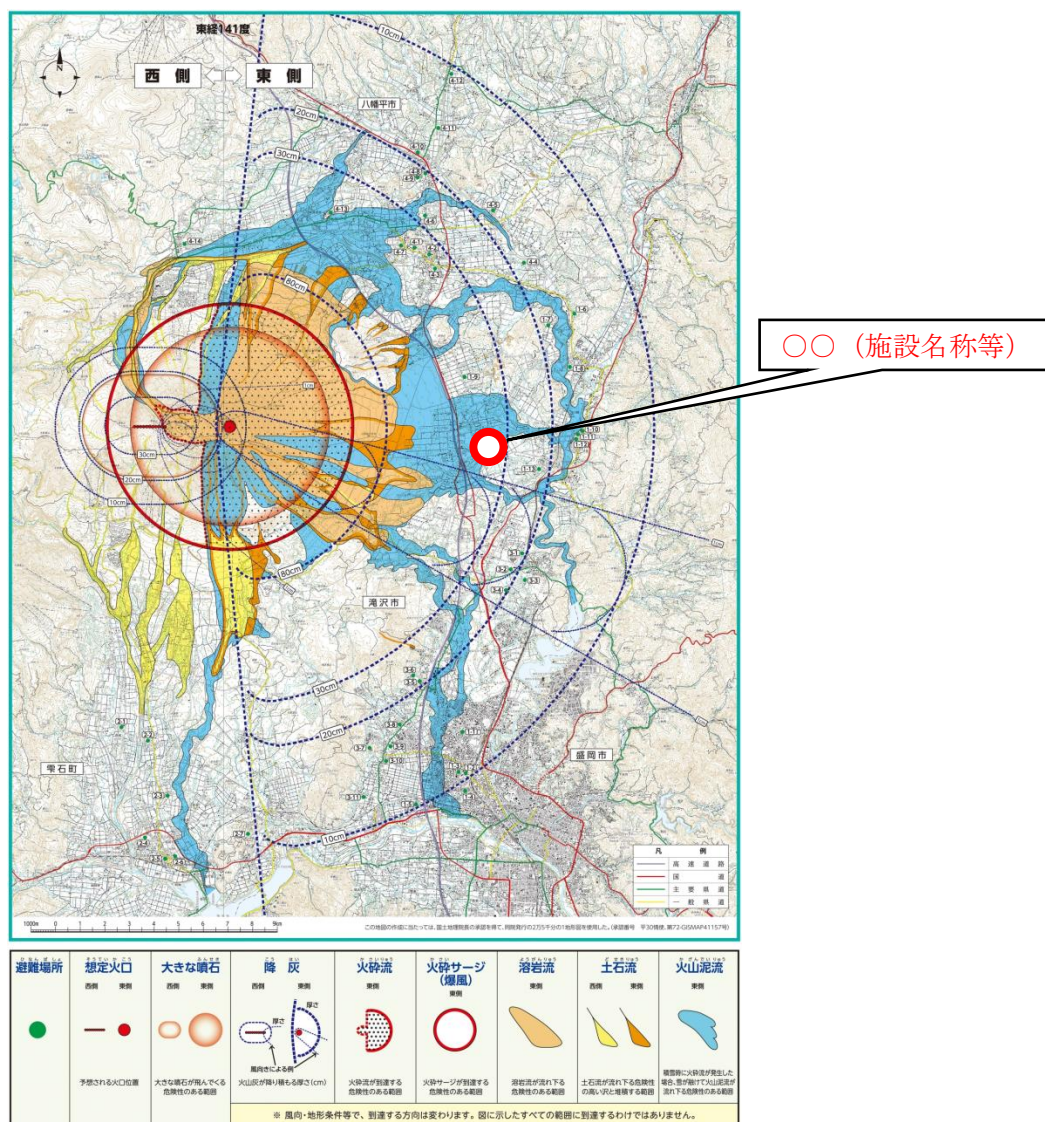


図1 岩手山ハザードマップ及び施設の位置図

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

- 避難確保を行うべき対象は、当施設従業員、利用者、また当施設の周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）とする。
- 当施設の従業員数、最大利用者数、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表1 避難を確保すべき対象者数
(日中のピーク時：〇〇月の休日の〇〇時ごろを想定)

従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等
人	人	人

表2 避難を確保すべき対象者数
(日中のピーク時：〇〇月の休日の〇〇時ごろを想定)

従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等
人	人	人

- 当施設周辺の地図を以下に示す。



図2 施設周辺の地図

市町村HPの地図
(市町村が使用を
許諾したもの)
等、著作権上、問
題のないものを使
用する必要あり

4 防災体制

- 当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表3 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	班組織
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理者 ・ 情報班 ・ 避難誘導班
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理者 ・ 情報班

- 当施設の体制図

- ・ 統括管理者を、日中は施設の管理者〇〇〇〇、夜間は〇〇〇〇とし、以下の体制をとり、災害対応にあたる。
- ・ 統括管理者が不在の場合等には、以下の者が統括管理者の代理となる。

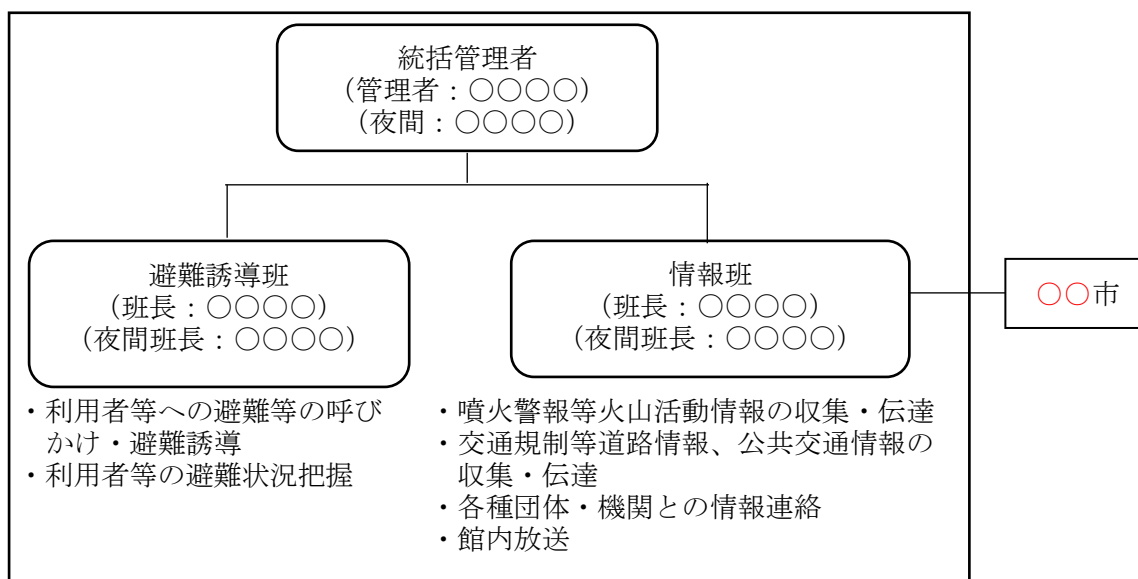


図3 当施設の体制図

表4 統括管理者の代理者

代理順位	代理者名
第1位	〇〇〇〇
第2位	××××

5 情報伝達及び避難誘導

5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

■ 突発的な噴火が発生した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

- ① 岩手山の噴火の発生を認知した場合、ただちに災害対応体制をとるとともに、〇〇市に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。
- ② 情報班は、その後も継続して〇〇市と連絡を取り合い、情報共有を行う。
共有を行う情報は以下のとおり。
 - ・ 施設が把握している火山活動の状況
 - ・ 利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数など）
 - ・ 施設及び周辺の被害状況
 - ・ 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
 - ・ 規制範囲外への避難実施のタイミング

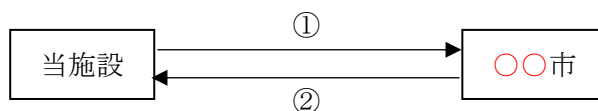


図4 緊急連絡の流れ

■ 関係機関の連絡先、参考とするべき情報の例は、以下のとおりである。

表5 関係機関連絡先一覧

分類	業種	施設名	連絡先	備考
連絡先 (外部機関との 窓口)	行政機関	〇〇市	防災課 019-xxx-xxx	
参考 (防災対応では連絡を取る必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他 関係機関	盛岡地方気象台	019-622-7868	
		盛岡地区広域消防組合 消防本部	019-622-0119	
		盛岡東警察署 (盛岡西警察署) (岩手警察署)	019-xxx-xxxx	

表6 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報	<p>生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。</p> <p>市町村は噴火警報に対応した入山規制や避難勧告等の防災情報を発信する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
臨時の解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合であっても、まず、その事実を地元の関係者や一般の人々に認識してもらうために、臨時に発表する「火山の状況に関する解説情報」のこと。臨時の解説情報は、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかを判断するまでの、一時的な情報であり、気象庁は、臨時の解説情報を発表した際には、速やかに火山の現地観測を実施し、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかの判断につなげる。</p> <p>臨時の解説情報が発表された際には、火山活動が活発化していることを認識し、その後、気象庁が発表する情報に注意しておくことが必要。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために気象庁から定期的に発表される情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況や警戒事項について解説される。</p>		

収集する 情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、登山者や住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために気象庁から発表される。</p> <p>噴火速報が発表された時は、直ちに身の安全を図る必要があり、迷っている時間はない。噴火速報は気象庁が常時観測している各火山を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため留意が必要。</p>	気 象 庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
土砂災害 緊急情報	<p>噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。</p> <p>市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	国 土 交 通 省	テレビ、ラジオ、国土交通省ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火口周辺 規制・入 山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺または、火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報		テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	<p>避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。</p> <p>避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。</p>	市 町 村	テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等


種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	通常の生活。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

図5 噴火警戒レベル表

【突発的に噴火した場合】

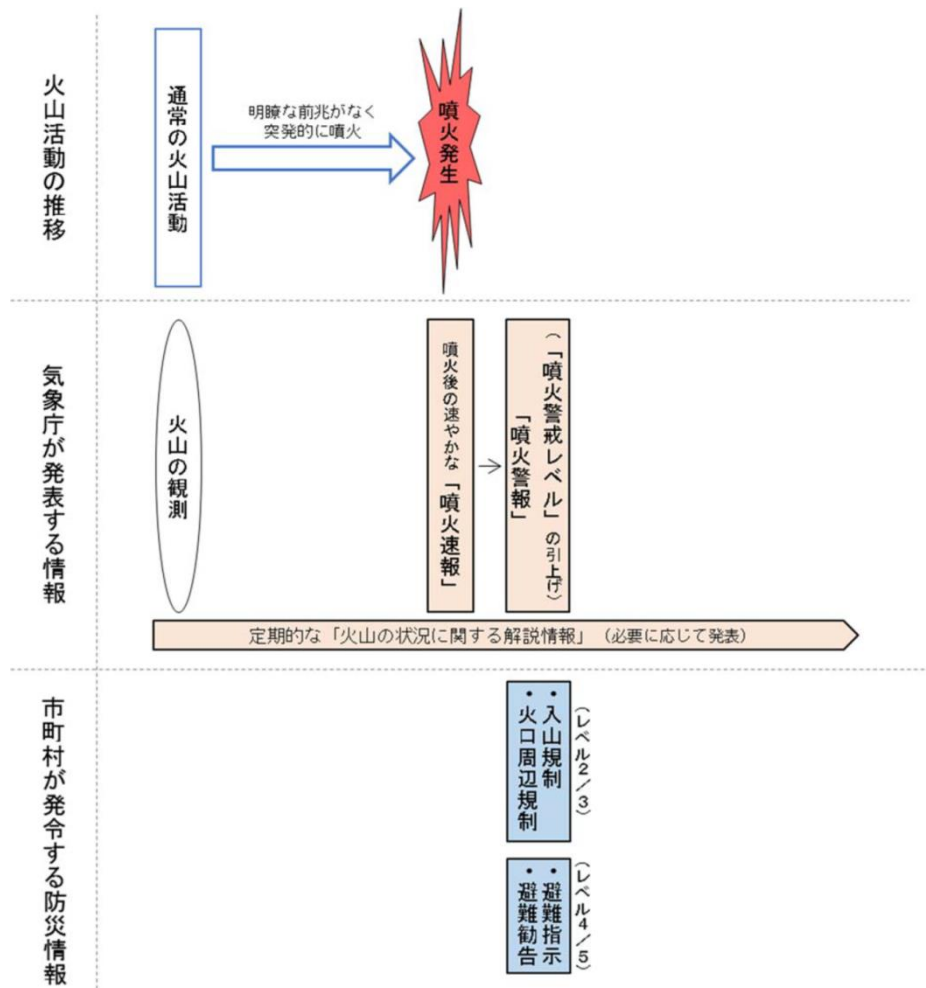


図6 各情報の発表のタイミング

※ 噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。

【あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合】

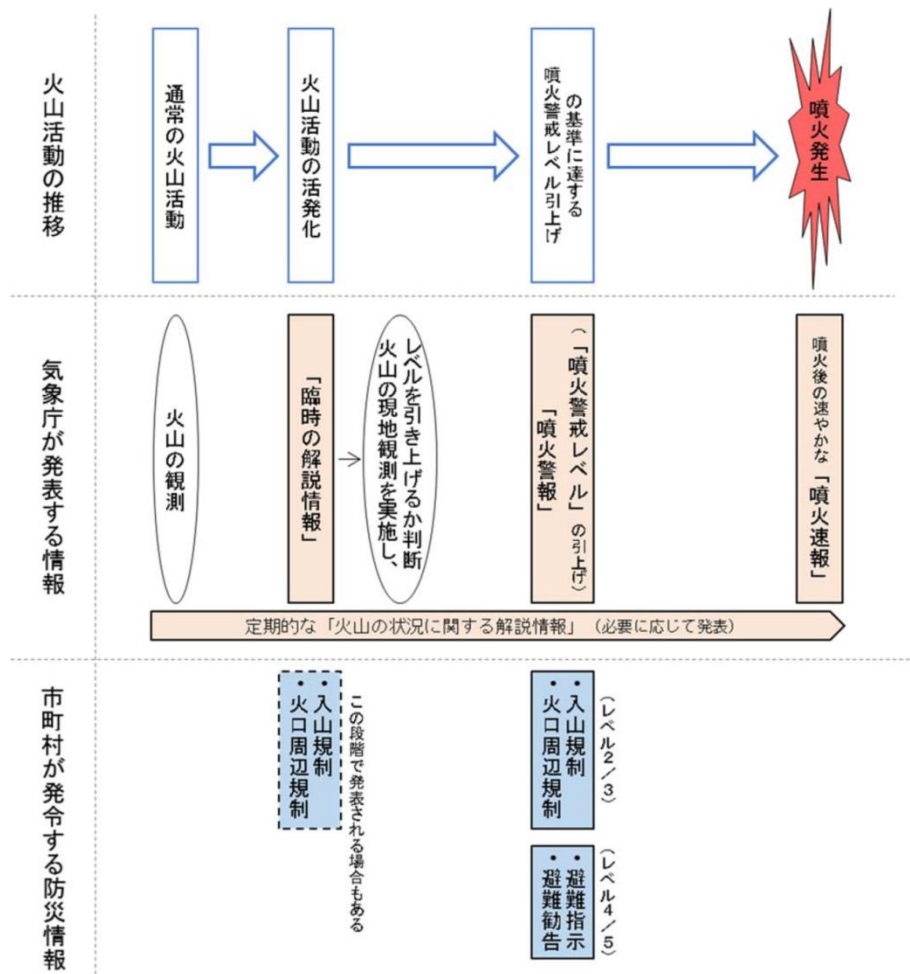


図7 各情報の発表のタイミング

- ※ 火山活動の推移によっては、臨時の解説情報が発表されない場合があります。
- ※ 噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。
- ※ 市町村は、臨時の解説情報が出された段階で、火口周辺規制等を発令する場合があります。

■ 利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

- ・ 避難誘導班は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で岩手山が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる利用者に対して、岩手山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。
- ・ 広報文案を下記に示す

<p>〈屋外空間への広報〉</p> <p>ただ今、岩手山が噴火しました。ただちに、建物内に避難してください。</p> <p>繰り返します・・・・・・</p>
<p>〈建物内〉</p> <p>ただ今、岩手山が噴火しました。建物の外に出ないでください。</p> <p>また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。</p> <p>繰り返します・・・・・・</p>

■ 建物内のより安全な場所への誘導

- ・ 避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、建物内のより安全な場所（基本的に、屋根が補強されている施設等。緊急退避者が入りきれない場合には1階か、火口からより遠い場所）へ誘導する。
- ・ （例）食堂への経路図を下記に示す。（誘導要領を図5にする）

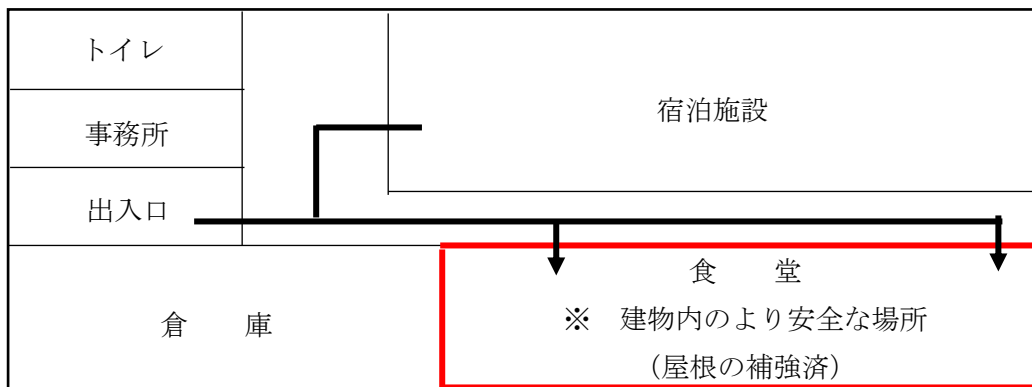


図8 建物内のより安全な場所と経路図

■ 緊急退避者状況の把握・整理

- ・ 避難誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。

- ・ 整理する様式は以下のとおり。

表7 退避状況整理様式

年 月 日 時間： : 現在				
緊急退避者数			うち負傷者数	備 考
利用者	従業員等	合 計		

■ 応急手当の対応

- ・ 負傷者に対して、可能な限り応急手当を行う。

■ 規制範囲外への避難

- ・ 緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、〇〇市と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。
- ・ 規制範囲外の避難先は、〇〇〇〇とし、規制範囲外への避難経路は下記のとおりとする。ただし、〇〇市の指示があった場合はこの限りでない。



図9 避難先と避難経路

市町村HPの地図
 (市町村が使用を
 許諾したもの)
 等、著作権上、問
 題のないものを使
 用する必要あり

- ・ 規制範囲外への避難手段は、徒歩で下山し、その後、自家用車等、各自の手段で規制範囲外へ避難することを基本とする。ただし、〇〇市から指示があった場合は、この限りではない。
- ・ 避難手段のない緊急退避者がいる場合、〇〇市との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

■ 〇〇市地域防災計画には、岩手山の噴火警戒レベルの引上げ、又は、立入規制を実施した場合、〇〇市が当施設に第一報を伝達することとなっている。

- ・ 情報収集・伝達で行うことは、以下のとおりである。
 - ① 岩手山の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入規制を実施したことについて、〇〇市から第一報を受けた場合、ただちに災害対応体制をとる。
 - ② その後、〇〇市と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。



図 10 緊急連絡の流れ

- ・ 表 5、表 6 にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたる。

(2) 避難誘導対応

■ 利用者等への情報伝達

- ・ 規制範囲外への避難が必要となった場合、建物内にいる利用者や屋外にいる利用者、さらには施設周辺に、拡声器などを活用し、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示（緊急）が発令され、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。
- ・ 広報文案を下記に示す

〈建物内への広報〉

ただ今、岩手山の噴火警戒レベルが〇に上がりました。これにより、**火砕流・火砕サージの影響範囲及び融雪型火山泥流による影響が予想される範囲**に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。御利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。繰り返します・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、岩手山の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、**火砕流・火砕サーージの影響範囲及び融雪型火山泥流による影響が予想される範囲**に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに○○方面に避難してください。避難に際しては、○○市や気象庁等から出される情報に注意してください。繰り返します・・・

■ 規制範囲外への避難の実施

- ・ 利用者等を規制範囲外に避難させるための避難経路を定めておき、避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。ただし、○○市から指示があった場合は、この限りではない。
- ・ 避難誘導班は、利用者等の人数や避難の状況などを把握・整理する。
- ・ 避難手段のない利用者がある場合、○○市との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。
- ・ 最後に、建物内に残留者がいないか確認する。

■ 避難経路は、図9を参照する。

5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

- ○○市地域防災計画には、富士山の噴火警戒レベルの引上げや立入規制が実施、臨時の解説情報が発表された場合、裾野市が当施設に連絡することとなっている。
 - ・ 情報収集・伝達に関して行うことは以下のとおりである。
 - ① 岩手山の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が実施された、もしくは臨時の解説情報が発表されたことを、○○市からの連絡を受けた場合、ただちに情報収集体制をとる。
 - ② その後、○○市と随時、情報収集・伝達を行う。
 - ③ 施設内や屋外空間にいる利用者等に岩手山の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が行われたこと、臨時の解説情報が発表されたことを呼びかける。文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、岩手山の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、岩手山（西岩手、東岩手とともに）登山道の範囲に立入規制がかかります。岩手山（西岩手、東岩手とともに）登山道より山側には入らないでください。なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。

また、今後の火山活動や気象庁・○○市から出される情報に御注意ください。

繰り返します・・・

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象庁から岩手山に関する臨時の解説情報が出されました。今後の火山活動や気象庁・○○市から出される情報に御注意ください。

繰り返します・・・



図 11 緊急連絡の流れ

- ・ 表 5、表 6 にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたる。

6 資器材の配備等

■ 保有設備、資器材、備蓄物資

- ・ 情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、表 8 のとおりである。
- ・ 施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表 8 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、または保管場所	数 量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	F A X		
	インターネット端末		
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器		
	メガホン		
	案内旗		
	ヘルメット		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
	医薬品		
その他	自家発電装置		
	自家発電用燃料		
	電池		
	懐中電灯		
	電池式照明装置		
	ポータブル火山ガス検知器		
	従業員用ベスト・腕章		
	看板		
	立入禁止テープ（ロープ）		
	紙おむつ		
	生理用品		

■ 建物内のより安全な場所

- ・ 当施設の建物内のより安全な場所（候補場所も含む）は下図のとおりである。

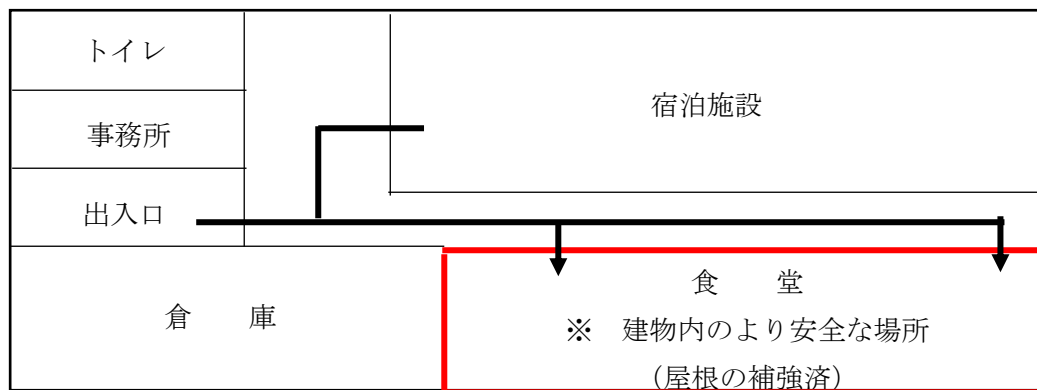


図 12 建物内のより安全な場所

7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

■ 研修・訓練の実施

- ・ 毎年〇月に、従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年〇月に、避難誘導訓練を実施する。必要に応じて、利用者等に訓練への参加を呼び掛ける。訓練の結果は、裾野市に報告する。
- ・ 毎年〇月に開催される火山防災協議会主催の避難訓練には、従業員を参加させる。
- ・ 日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い、参加に努める。

■ 避難確保計画の見直し

- ・ 毎年実施する訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ・ 施設に変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。

■ 利用者への情報提供・啓発

- ・ 当施設における情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

表 10 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所・退避経路	〇〇、××に掲示
施設周辺の避難経路・避難先	〇〇、××に掲示
噴火時等の心得、行動のしかた	〇〇、××に掲示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	〇〇、××に掲示
火山防災マップ	〇〇、××に掲示
火山に関するパンフレット・資料等	〇〇、××に掲示、および配布

■ 日頃からの火山活動の観察

- ・ 日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を盛岡地方気象台に伝達する。
- ・ 盛岡地方気象台の連絡先は、次のとおりである
盛岡地方気象台 電話番号：019—622—7868